

ID: 160

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町土づくりセンターの設置及び管理に関する条例 第10条(指定管理者 条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例 規 番 号	平成12年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (利用料金の減免)</p> <p>第10条 町長は、特に必要があると認めたときは、第7条に規定する利用料金の全部又は一部の徴収を免除することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日